

2024年4月26日
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社クレディセゾン
代表取締役（兼）社長執行役員 COO 水野 克己

資金移動業の廃止に伴うプリペイドカードチャージ残高の返還に関する公告

当社は、2023年11月27日付「資金移動業廃止の公告」の通り、2023年12月28日に資金移動業（キャッシュパスポートプラチナ）を廃止いたしました。

これに伴い、当社は、当該電子公告および当社でご連絡先を把握しているお客様には個別に、当社が管理するお客様の金銭（プリペイドカードチャージ残高）の返金方法並びに2024年3月31日までにお申し出いただくようご案内いたしておりました。

しかし、これらのご案内によっても、お申し出をいただけなかったお客様にはご返金を行うことができませんでした。

つきましては、2024年4月30日までに返金のお申し出がなかったお客様は、2024年5月31日までに、以下の方法にてチャージ残高返金のお申し出をお願いいたします。

お客様のチャージ残高は、お申し出いただいたお客様の金融機関の口座に振り込む方法により返金いたします。振込手数料は当社で負担いたします。

■下記会員サイト内よりお手続き

<https://www.cashpassport.jp/login/>

以上、資金決済に関する法律第47条第3号、同法施行令第17条第2項第2号および資金移動業者に関する内閣府令第23条の規定により公告いたします。